

浪江町発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領
(土木工事、建築関係工事編)

制 定 令和6年8月 6日

一部改正 令和7年1月20日

1 趣旨

本要領は、浪江町が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

(ア) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間の例

○支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

○他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

○一時・一部中止期間 等

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

(ア) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所率（現場休息率）」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(イ) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率（現場休息率）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

現場閉所率（現場休息率）の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率（現場休息率）＝現場閉所（現場休息）日数
÷（工事着手日から工事完成日までの日数－対象期間に含まない日数）

(6) 発注者指定型

発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

この要領の対象となる工事は、浪江町が発注する全ての土木工事、建築関係工事を対象とする。ただし、社会的要請などの理由や、緊急性のある工事又は工程上の制約により、週休 2 日の実施が困難であると判断される工事を除くものとする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休 2 日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 発注方式

原則、全ての工事を発注者指定型とする。

5 積算方法等

- (1) 当初設定工期は、4 週 8 休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初積算時に、月単位の「4 週 8 休以上」を確保する場合の補正率を乗じて補正する。
- (3) 土木工事の補正項目及び補正率は、別表第 1、第 2 のとおりとする。
- (4) 建築関係工事の補正項目及び補正率は、別表第 3、第 4、第 5、第 6 のとおりとする。
- (5) 発注者は受注者の週休 2 日について、施工中の現場閉所率（現場休息率）の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。週休 2 日の達成状況に応じて、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は補正係数を通期の 4 週 8 休以上に変更し、4 週 8 休相当を確保できなかった場合は補正係数を除し減額変更する。
- (6) 掲示板を設置した場合の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

6 対象工事の記載

- (1) 入札説明書（随意契約の場合、見積書提出依頼書）及び特記仕様書等に発注者指定型「週休 2 日確保モデル工事」である旨を記載するものとする。
- (2) (1) の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

＜入札説明書（随意契約の場合、見積書提出依頼書）への記載例＞

本工事は、『浪江町発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領』（浪江町 HP : http://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/36601.html 参照)の対象工事である。 本工事の発注方式は発注者指定型である。
--

＜特記仕様書への記載例＞

本工事は、『浪江町発注工事における「週休 2 日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。 本工事の発注方式は発注者指定型である。当初積算時に月単位の「4 週 8 休以上」を確保する場合の補正を行っている。

- (3) 金抜設計書に、発注者指定型「週休 2 日確保モデル工事」と明示し、発注方式を明確にすること。

7 週休 2 日確保モデル工事の実施方法等

- (1) 受注者は、施工計画書に週休 2 日相当の休日を確保し現場閉所日を明記した工程表を添付し、発注者に提出する。
- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に「浪江町発注工事における週休 2 日確保モデル工事試行要領」の対象工事である旨を明示し、下請企業を含む工事現場労働者に周知するものとする。
なお、工事現場に、試行工事であることを記載した掲示板を設置した場合の設置費用は、工事費に積算する。
- (3) 受注者は、工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (5) 受注者は毎月、工事履行報告書に休日取得状況（現場閉所実績）を記入した実工程表を添付し、発注者に提出する。
- (6) 受注者は、発注者から求められた場合は、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況（現場閉所実績）について、出勤簿、工事日誌等の工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類を添えて、週休 2 日の達成状況を報告しなければならない。
- (7) 受注者は週休 2 日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (8) 発注者は受注者に対して週休 2 日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (9) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

9 附則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

別表第 1

土木工事の補正率

	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労 務 費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

備考 工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

別表第 2

土木工事の補正率（市場単価）

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表第 3

建築関係工事（建築工事、電気工事、機械工事） 複合単価の補正率

	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労 務 費	1.04	1.02

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

別表第 4

建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	月単位の 4 週 8 休以上		通期の 4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01
撤去	各工種による				
取り壊し		1.02	1.02	1.01	1.01

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第 5

電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	月単位の 4 週8 休以上		通期の 4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00

	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 （金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表第 6

機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	月単位の 4 週 8 休以上		通期の 4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニット除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22